

最低賃金の引上げ等に伴う不当なしつけ寄せ防止に向けた 「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」

令和3年9月8日
(令和3年10月1日改定)
公正取引委員会

- 令和3年8月、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」における「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すべく、本年9月の「価格交渉促進月間」の実施に当たって、関係省庁間で連携して取り組んでいくこととされた。
- 公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしつけが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「価格交渉促進月間」における活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を取りまとめ、以下のとおり対策の強化を進める。

①下請法等の執行強化

②相談対応の強化

③不当なしつけ寄せ防止に向けた 普及啓発活動の拡充・強化

9月

価格交渉 促進月間

- 注意喚起文書による親事業者に対する要請の実施

- 不当なしつけ寄せに関する下請相談窓口の設置
- オンライン相談会の実施

- アクションプランの策定と周知徹底
- 買いたたきに関する下請法上の考え方の明示・周知徹底（Q & A追加）

10月

- 下請法違反被疑事実等に係る情報収集の取組強化

①下請事業者に対する定期調査

- 「買いたたき」の指導実績が多い業種やコロナ禍において特に影響が出ているとされる業種向けの調査拡大
- 最低賃金の引上げを含む労務費や原材料価格の上昇の影響に関する質問追加 等

- 不当なしつけ寄せに関する下請相談窓口のフリーダイヤル化

参考（Q & A）：最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注することは、買いたたきに該当するおそれがある（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の5(2)ウ）。

11月

下請取引 適正化 推進月間

- ①下請事業者に対する定期調査
- ②荷主と物流事業者との取引に関する書面調査やその他の優越的地位の濫用規制及び下請法に関する実態調査
- 最低賃金の引上げ等に伴う影響や取引先との価格交渉の状況に関する質問追加 等

電話番号 0120-060-110
【受付時間】10:00-17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)

- 事業者団体等との連携拡大を通じた全国津々浦々への周知徹底
- 下請法に関する新しい動画の公開

12月
以降

- 公正取引委員会は、本年9月の「価格交渉促進月間」における中小企業庁をはじめとした関係省庁による取組の成果や情報収集の成果も踏まえつつ、下請法違反行為等に対して厳正に対処していく。
- 本対応強化の成果を踏まえつつ、更なる取組を検討・実施していく。